

## 公募型プロポーザルに係る手続開始のおしらせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成30年12月3日

世田谷区

※本プロポーザルは平成31年度契約の準備行為であり、契約の締結は本契約における予算が区議会で議決されることを要件とする。

### 1 業務概要

#### (1) 件名

はり・きゅう・マッサージサービスに伴う受付業務委託

#### (2) 目的

高齢者及び障害者を日常的に介護している家族に提供するはり・きゅう・マッサージサービスにおいて、事前申込みの体制を整え利用者の便宜を図ること、及び会場での利用者案内や視覚障害のある施術師への補助を適切に行い円滑に事業を実施することを目的とする。

#### (3) 業務内容

はり・きゅう・マッサージサービスに伴う申込受付及び会場設営、利用者受付等を行う。

#### (4) 履行期間

平成31年(2019年)4月1日から平成34年(2022)年3月31日まで

※ただし、契約については、平成31年度の予算配当を条件とする。

### 2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の決定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から指名停止、入札禁止を受けている期間中でないこと。
- (4) 最近1年間の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 平成30年度を含む過去5年度の間、自治体における各種受付業務にかかる業務の受託の実績があること。

### 3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

### 4 提案書を特定するための評価基準

提案書の特定に当たっては、以下の基準を総合して判断する。

- (1) 組織体制と業務実績及び会社概要
- (2) 取組方針
  - ①本事業を行う実施体制(人員の配置や研修等)
  - ②事務の正確性

- ③苦情・事故等緊急時の対応
- ④個人情報の管理体制
- ⑤視覚障害のある施術師への対応方針

(3) 価格の妥当性

5 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区障害福祉担当部障害施策推進課事業担当 世田谷区役所 第2庁舎1階5番窓口  
東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号  
電話 03-5432-2618 FAX 03-5432-3021

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ア 期間 平成30年12月3日(月)午前9時から平成30年12月17日(月)午後5時まで
- イ 場所 (1)に同じ
- ウ 方法 窓口、及びホームページ

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

- ア 期限 平成30年12月17日(月)午後5時まで
- イ 場所 (1)に同じ
- ウ 方法 郵送又は持参

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

- ア 期限 平成31年1月28日(月)午後5時まで
- イ 場所 (1)に同じ
- ウ 方法 持参

(5) ヒアリング

- ア 日時 平成31年2月12日(火)
- イ 場所 世田谷区役所内

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無 無  
(但し、①予算配当を条件とする。②契約の履行状況等により、随意契約を締結しない場合がある。)
- (3) 契約保証金 不要
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)と同じ
- (6) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (7) 事業者からの提出物は返却しない。
- (8) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (9) 企画提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該企画提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。
- (10) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的とし、提案の内容に区は拘束されないものとする。
- (11) 詳細は説明書による。